

Tax Newsletter, Issue no. 1/2016

I. 税務に関するアップデート – 2015

In this issue:

I. 税務に関する アップデート – 2015

- I. 法人税
 - II. 個人所得税
 - III. 付加価値税
 - IV. 印紙税
 - V. 移転価格税制
 - VI. 相続税法および贈与税法
 - VII. 税務恩典
 - VIII. その他の税務ニュース
- II. 租税条約アップデート**
- I. タイ・シンガポール間
 - II. タイ・インド間
 - III. タイ・タジキスタン間
- III. その他のアップデート**
- I. 特別控訴裁判所の設立への動き
 - II. 外国人事業許可の取得が不要となる事業

I. 法人税

1 税率の引き下げ

1.1 法人税率

2013年より、歳入法典に定められた30%の法定税率に対して20%の軽減税率が暫定的に適用されてきました。しかし、2016年1月1日以降に開始する会計年度からは、法定税率として20%が正式に適用されます。

1.2 中小企業(SME)の法人税率

2015年1月1日以降に開始する会計年度については以下の税率が適用されます。:

純利益 (バーツ)	税率 (%)
0 – 300,000	非課税
300,001 – 3,000,000	15%
3,000,000超	20%

中小企業にかかる軽減税率の適用要件は次の通りです。：

- (1) いずれの会計期間においても、期末日に払込資本金が**500万バーツ**を超えないこと。および、
- (2) いずれの会計期間においても、「商品の販売やサービス提供」による所得が**3,000万バーツ**を超えないこと。

注記:中小企業にかかる法人所得税率の改正法案が**2015年10月13日**に閣議決定されましたが、**2016年4月1日**現在、未だ法制化はされていません。

- 2** 中間納税額の根拠となった年間予想課税所得が、年間実績課税所得に対して**25%**を超えて少ない場合でも「合理的な理由がある」と認められる

Tax newsletter no. 7/2015を参照ください。

(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

- 3** 宿泊費および交通費は課税所得から**200%**控除が認められる

Tax newsletter no. 1/2015を参照ください。

(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

II.個人所得税

1 個人所得税の軽減税率

以下の軽減税率が**2016年12月31日**まで延長適用されます。

純利益 (バーツ)	税率 (%)
0 – 150,000	免税
150,001 – 300,000	5
300,001 – 500,000	10
500,001 – 750,000	15
750,001 – 1,000,000	20
1,000,001 – 2,000,000	25
2,000,001 – 4,000,000	30
4,000,000 超	35

2 非課税となる RMF および LTF への投資額の算定基礎の変更

Tax newsletter 第 5 号/2015 を参考ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

3 宿泊施設や旅費の追加控除

Tax newsletter 第 1 号/2015 を参考ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

4 未登記普通パートナーシップまたは法人格のない団体から受け取る利益分配金が免除されるケース

Tax newsletter 第 1 号および第 8 号/2015 を参考ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

5. 個人所得税上、不動産長期リースの対価として期間按分が認められる受取賃料についての申告期限の延長

Tax newsletter 第 6 号/2015 を参考ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

6 適格年金型生命保険料の控除要件の改正

従前、タイの生命保険会社へ支払われた適格年金型生命保険料は、

個人所得税の計算上、総所得の 15% と 200,000 バーツのいずれか大きい金額を上限として所得控除が認められていました。

2015 年 1 月 1 日以降は、各税務年度の課税所得の 15% と 200,000 バーツのいずれか大きい金額を上限として所得控除が認められます。

7 峴入法典第48条(5)に基づく特例計算を適用するための雇用期間算出

峴入法典第48条(5)に基づくプロビデントファンドにかかる特例計算(分離計算)が認められる要件の一つとして、勤続年数が 5 年超であることとされています。

新規定では前職場の勤続期間を次の職場のファンドへ引き継ぐことが認められます(一度退職した職場に戻る場合も含む)。当該適用を受けるには、失業期間が 1 年未満であることと、前回退職時に峴入法典第48条(5)の特例計算を適用していないこと、次の職場に積立額の全額を移転することが要件となります。

既に峴入法典第48条(5)に定められた特例計算の適用を受けた、または失業期間が 1 年を超えた場合は、次の職場での勤務開始日をもって、勤続年数の計算が開始します。

この新規定は 2015 年 1 月 1 日以降に受領する課税所得から有効です。

III. 付加価値税 (VAT)

1 VAT の 7%税率の延長

VAT の税率 7%の適用期間が 2015 年 10 月 1 日から更に 1 年延長され、2016 年 9 月 30 日までとされました。

2 デジタル書籍の販売は VAT 免除

2015 年 5 月 2 日より、インターネットを介して配信される新聞、雑誌、教科書の販売については VAT が免除されます。

3 再保険料の割引は VAT 非課税

2015 年 4 月 30 日以降に、保険会社が再保険会社より受けた再保険料の割引は VAT 非課税です。

4 取締役の職務は VAT 非課税

Tax newsletter 第 1 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

IV. 印紙税

以下の契約にかかる印紙税については、印紙の貼付に代わり、現金で歳入局に納税する必要があります。

- 契約金額が 100 万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約
- 報酬額が 100 万バーツ以上の請負契約

Tax insight 第 5 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insight/2015.html>)

V. 移転価格税制

2015 年 5 月 7 日、歳入法典に移転価格税制に関する条文を加える改正法案が閣議決定されました。

現時点では未だ法制化されていません。

Tax insight 第 4 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insight/2015.html>)

VI. 相続税法および贈与税法の発効

相続財産は、歳入法典第 42 条(10)において個人所得税は免除されますが、相続税の課税対象となります。また、歳入法典の改訂により生前贈与は個人所得税の課税対象となります。

Tax Newsletter 第 4 号、第 5 号、第 6 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2014.html>)

VII. 税務恩典

1. 国際地域統括本部 (IHQ) および国際貿易センター (ITC) に対する税務恩典

2015 年 5 月 2 日、多国籍企業がタイに地域統括本部や貿易センターを設けることを推奨すべく、税制上の優遇措置が付与された IHQ および ITC の制度が施行されました。

IHQ は、タイ国の法律に基づき設立された法人で、国内または海外の関係会社、支店に対して経営管理・技術支援、財務マネジメント等の役務提供を行うものと定義されます。

2 特別経済開発区 (SEZ) への投資に関する税制優遇措置

近隣諸国との経済連携およびアセアン経済共同体 (AEC) への加入に備え、工業団地の内外を問わず、特別経済開発区 (SEZ) が国境付近に設置されています。

ITC はタイ国の法律に基づき設立された法人で、商品、原材料および部品の調達販売、また国際貿易に関連する役務提供を行うものと定義されます。

Tax newsletter 第 3 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

これらのSEZでは、歳入局およびBOI から税務恩典が付与されます。

Tax newsletter 第7号/2015を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

VIII. その他の税務ニュース

1 オンライン申告の期限の 8 日間延長の適用が 2 年延長

Tax newsletter 第 1 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

2 法人税が免除される私立学校から無認可校が除外され、無認可校のビジ

ネスから得られる所得については今後は個人所得税または法人税の課税対象

Tax newsletter 第 5 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

3 特定開発地域(Specific development Zone)

特定開発地域(ナラティワート、パッタニ、ヤラ、およびソンクラーの一部地域)内の法人および個人に付与される税務恩典の適用期間が 2015 年 1 月 1 日から更に 3 年延

長され、2017 年 12 月までとなりました。

II. 租税条約アップデート

I. タイ・シンガポール間の租税条約の改訂版、2017 年 1 月 1 日より有効

歳入局のウェブサイトによると、タイ・シンガポール間の改訂版の租税条約は 2016 年 2 月 15 日に発効し、2017 年 1 月 1 日から現行の租税条約に代わり改訂版の租税条約が有効になります。

Tax newsletter 第 7 号/2015 を参照ください。
(<http://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-newsletter/2015.html>)

II. タイ・インド間の租税条約の改訂版、2017 年 1 月 1 日より有効

現行のタイ・インド租税条約は1987年に締結されました。その後、2015年6月29日に改訂版が締結され、2016年1月5日に批准、同日発効しました。そのため、2017年1月1日に開始する課税年度から改訂版の新租税条約が有効となります。

改訂内容の概要を以下にご案内します。

恒久的施設(Permanent establishment : PE)

- 改訂版では企業の従業員やその他職員を通じて行う役務の提供(コンサルティングサービスを含む)についても PE の定義に含めています。ただし、このような活動が同一または関連事業について、12か月中で合計 183 日を超えて実施された場合に限ります。現行の租税条約では PE のサービス提供期間に関する規定はありません。

現行の租税条約では、役務提供の期間は、その開始日から終了日までの期間をもって計算されます。従って、この期間における役務提供日数の合計が 183 日を超えた時点で「PEあり」とみなされることになります。

他方、改訂版の租税条約では、任意の 12 か月間において役務提供の期間が計算されます。任意の 12 か月間における役務提供が 183 日を超えない場合、他の期間における役務提供の日数を合算して計算することはありません。

- 資産 PE には「販売店」も含まれます。
- 現行の租税条約では、従属代理人により一方の国で行われる受注獲得活動の大部分が、他方の国の特定の会社またはそのグループ会社に提供されるものである場合は PE とされていますが、改訂版では「グループ会社」の部分が削除されました。
- 現行の租税条約では、一方の国で行われる代理人の活動の大部分が、他方の国の特定の会社(そのグループ会社を含む)に対するものである場合は、独立代理人とはみなされません。改訂版では「グループ会社」の部分が削除されました。

事業利益

- 現行の租税条約では、相手国に所在する PE を通して発生した所得や収益は、次のものに帰せられる部分に対してのみ、当該相手国で課税することができます。
 - (a) 当該 PE
 - (b) 当該 PE を通じて販売する物品/商品と同一または類似の物品/商品の、相手国内における販売
 - (c) 当該 PE を通じて行う事業活動と同一または類似のその他の事業活動で、相手国内で行われるもの

改訂版の租税条約では、「吸引力原則：force of attraction」に基づく (b) (c) の部分が削除されました。従って、相手国内に所在す

る PE に起因して発生した所得や収益に対してのみ課税されます。

- 現行の租税条約では、PE の事業から生じた一般管理費を含めた経費については、どの国で発生したものであれ、税務上の費用として PE の収益を算出することが認められています。

改訂版の租税条約では、これらの経費の税務上の取扱いについては、PE の所在国の税法に従うことになります。

海上輸送および航空運輸

改訂版の租税条約では、「船舶および航空機による国際運輸事業」に該当する所得で、「事業利益」の条項には該当しない所得として、国際運輸事業に関連して行うコンテナの使用、メンテナンス、および賃貸による所得があります。

配当金

配当金にかかる源泉税率は現行の 15% または 20% から 10% へと軽減されます。

タイの歳入法典上、配当金の支払いに対する源泉税率は既に 10% であるため影響はありません。

利子

現行の租税条約では、保険会社を含む金融機関へ支払う利子に対しては 10%、金融機関以外への支払の場合には 25% の源泉税率が適用されます。

改訂版の租税条約においては、全ての利子について 10% の源泉税率が適用されます。

「利子」には「支払遅延による違約金」は含まれません。従って、これらの違約金を受領した場合は、それが発生した国または受領者の居住国において課税所得とされます。

ロイヤルティ

ロイヤルティにかかる源泉税率は **15%** から **10%** に軽減されます。

改訂版の租税条約においては、文学、芸術、または学術上の著作物の権利の譲渡はロイヤルティと分類されません。そのため、キャピタルゲインとして当該国において課税対象となることが考えられます。

キャピタルゲイン

現行の租税条約では、株式の譲渡または売却によるキャピタルゲインは、譲渡者または販売者の居住国においてのみ課税されます。

改訂版の租税条約では、株式を譲渡する場合で、その株式の発行会社の資産が、直接的または間接的に、主に一方の国の不動産から構成される場合は、その不動産の所在地国にて課税することができます。

その他の状況により発生する株式譲渡によるキャピタルゲインについても、譲渡される株式の発行会社の居住国にて課税することができます。

自由職業所得

居住国とは異なる相手国で課税を受けてきた自由職業者の人的役務提供の要件が変更されました。

改訂版の租税条約では居住国で発生した所得についても相手国で課税される場合があります。:

(a) 事業者が相手国内に通常使用することのできる固定的施設を有する場合、当該固定的施設に帰属する所得についてのみ、当該相手国で課税されます(現行の租税条約では、該当年度においてその固定的施設を**183**日以上維持している場合とされています)。

(b) 事業者が相手国内に、任意の **12**か月のうち **183** 日以上滞在した場

合、その活動から生じた所得についてのみ、当該相手国で課税されます(現行の租税条約では「前年」または「課税年度」のうち**183**日以上滞在した場合、とされています)。

給与所得

改訂版の租税条約では、勤務が他方の締約国内において行われる場合の給与所得については、当該雇用期間の判定基準が任意の **12**か月のうち **183** 日以上である場合とされました(現行の租税条約では、「前年」または「課税年度」において **183** 日以上の雇用期間がある場合、とされています)。

二重課税の回避

タイおよびインドにおける二重課税回避の方法に変更はありません。

しかしながら、改訂版の租税条約には、みなし外国税額控除(the tax sparing concept)が含まれていません。そのため、一方の国の納税者は、相手国で付与される免税恩典について、自国での外国税額控除が認められなくなります。

また、改訂版の租税条約では、利息、配当、ロイヤルティに関連した複数の条項において、現行の租税条約において使用されている「recipient(受領者)」から「beneficial owner(受益者)」へと用語が変更されています。タイが締結している他国との租税条約においては大抵「beneficial owner」が採用されています。

インドと取引のあるタイ法人では、改訂版の租税条約による影響を確認し、将来起こり得るであろう事象に備えることをお勧めします。

III. タイ・タジキスタン間の租税条約

二重課税の回避と脱税防止を目的とした、タイ・タジキスタン間の租税条約は2013年5月17日に調印されていました。租税条約は2013年12月23日に発効し、2014年1月1日以降に開始する税務年度より有効となりました。(注:この租税条約について最近になって歳入局のウェブサイトに掲載されたばかりであることにご留意ください。)

租税条約の主な概要は次の通りです。:

関連する税

- 所得税および石油税

恒久的施設(Permanent establishment : PE)

- 6ヶ月以上の建築工事現場、建設、設置および組立事業またはそれらの監督活動。
- 企業の使用人やその他職員を通じて行う管理業務またはコンサルティングサービス等の役務提供は、同一事業について12か月中で6ヶ月を超えて実施された場合に限ります。

配当金

配当金にかかる源泉税率 10%

利子

タイで税金が課されない以下のケースを除き、利子に対しての源泉税率は10%が適用されます。:

- 商品や設備の売却にかかる利子

- 銀行に支払われる利子
- 租税条約で定められた、タイ・タジキスタンの政府に支払う利子
- 相手国の居住者に支払う利子で、租税条約で定められた借入またはタイ・タジキスタン政府による保証にかかるもの

ロイヤルティ

ロイヤルティにかかる源泉税率:

- 文学、美術、学術上の著作物 5%
- 上記以外のロイヤルティ 10%

キャピタルゲイン

- 株式を譲渡する場合で、その株式の発行会社の資産が、直接的または間接的に、主に一方の国の不動産から構成される場合は、その不動産の所在地国にて課税することができます。
- 上記および租税条約に明記されている以外の資産の売却によるキャピタルゲインは、譲渡者または販売者の居住国にて課税されます。

二重課税の回避

二重課税の回避については通常の税額控除が認められています。つまり、一方の国で既に課税された所得については相手国において再度課税を受けることはありません。

III. その他のアップデート

I. 特別控訴裁判所の設立への動き

以下の司法裁判の控訴訴訟手続きは、まず特別控訴裁判所に提起することになります。：

- 税務
- 労務
- 知的財産と国際貿易
- 破産
- 若年者や家族に関連する民事

以前は、第一審に不服がある場合には控訴裁判所に控訴することなく最高裁判所に直接上告することができました。その結果、多くの訴訟が最高裁で係争中のままとなっています。

最高裁における係争数の軽減を目指し、**2015年12月15日**に発効する関連法規に

従い、特別控訴裁判所を設立することとなりました。

これにより、専門の裁判所による第一審に不服がある場合には特別控訴裁判所に控訴することになり、その判決をもって終審となります。

しかし、案件が極めて重大と考えられ、かつ最高裁判所が承認した場合には、さらに最高裁判所に上告することができます。

従って、最高裁に上告できる可能性は限定的となります。

現時点では特別控訴裁判所は未だ設立されていませんが、**2016年10月**に完全稼働すると考えられています。移行期間については、控訴手続きは現行のまま継続されます。

II. 外国人事業許可の取得が不要となる事業

2016年2月19日より以下の事業については外国人事業法の下で規制から除外されることになりました。そのため、外国人投資家は外国人事業法 BE 2542 (1999)のリスト 3(21)の許可を取得する必要はありません。：

- 金融業法に基づく金融業およびその他の事業:
 - (a) 商業銀行
 - (b) 商業銀行の駐在員事務所
- 生命保険業法に基づく生命保険業務

– 損害保険法に基づく損害保険業務

注: **2013年3月18日**より以下の事業については既に許可の取得が不要となっています。：

- 証券取引法に基づく証券取引業務
- 先物取引に関する法律に基づく先物取引業務
- 資本市場の信託に関する法律に基づく信託業務

Contact us

• Tax Mergers and Acquisitions/ Tax Structuring	• Paul Stitt , <i>Partner ext. 1119</i> • Prema Rao , <i>Associate Partner ext. 1156</i> • Vanida Vasuwanichchanchai , <i>Associate Partner ext. 1303</i>
• Tax Reporting & Strategy/ Indirect Tax Services	• Somboon Weerawutiwong , <i>Lead Partner ext. 1247</i> • Somsak Anakkasela , <i>Partner ext. 1253</i> • Prapasiri Kositthanakorn , <i>Partner ext. 1228</i>
• Outsourcing Services	• Somsak Anakkasela , <i>Partner ext. 1253</i> • Prapasiri Kositthanakorn , <i>Partner ext. 1228</i>
• Transfer Pricing	• Peerapat Posyanonda , <i>Partner ext. 1220</i> • Janaiporn Khantasomboon , <i>Partner ext. 1437</i>
• Tax Dispute Resolution	• Ornjira Tangwongyodying , <i>Partner ext. 1118</i> • Niphan Srisukhumbowornchai , <i>Partner ext. 1435</i>
• Financial Services	• Prapasiri Kositthanakorn , <i>Partner ext. 1228</i> • Ornjira Tangwongyodying , <i>Partner ext. 1118</i> • Orawan Fongasira , <i>Partner ext. 1302</i>
• Legal Services/ BOI Services	• Somboon Weerawutiwong , <i>Lead Partner ext. 1247</i> • Vunnipa ruamrangsri , <i>Partner ext. 1284</i>
• Japanese Business Desk (JBD)	• Atsushi Uozumi , <i>Partner ext. 1157</i>
• U.S. Tax Desk	• Greg Lamont , <i>Partner ext. 1280</i>
• International Assignment Services	• Jiraporn Chongkamanont , <i>Director – Practice Leader ext. 1189</i>
• World Trade Management Services	• Paul Sumner , <i>Partner ext. 1305</i>

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0)2 344 1000 Fax: +66 (0)2 286 6666

Website: <http://www.pwc.com/thailand>

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 208,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

Editors:

Ornjira Tangwongyodying, Partner ext. 1118

E-mail: ornjira.tangwongyodying@th.pwc.com

Seetha Gopalakrishnan, Associate Partner ext. 1011

E-mail: seetha.gopalakrishnan@th.pwc.com

〈日本企業部〉

魚住篤志	atsushi.uozumi@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1157
土谷豊弘	toyohiro.tsuchiya@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1217
江橋美恵	mie.ebashi@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1147
桑木愛子	aiko.kuwaki@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1186
武部純	jun.takebe@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1209
熊崎裕之	kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1269
松下駿太郎	matsushita.shuntaro@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1466
森岡青紀	aoki.morioka@th.pwc.com	電話: (66) 2344-1288